

死亡届に伴う手続きのご案内 ②

該当項目	手続きの内容	担当
児童手当、 児童扶養手当を 受給していた方	*担当までご連絡ください。	福祉課 (健康福祉センター) 電話：(0854)23-3248 電話：(0854)23-3216
特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 を受給していた方		
固定資産税の 課税がある方	*相続人代表者・現所有者届出書の提出 相続が確定するまでの間、固定資産税に関する書類等を送付させていただくため、相続権を有する方々の中から、代表者を1人決めていただくものです。 ●印鑑をお持ちください *土地や建物の相続による所有者権移転登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。(法務局HP参照)	固定資産税係 電話： (0854)23-3051
市税の振替口座の 口座名義人の方	*市税の振替口座の変更 死亡された方が市税の振替口座の名義人であった場合、変更の手続き等についてご説明いたします。	税務課 (安来庁舎)
税金の納付	*未納市税がある場合はご連絡ください。	
軽自動車税の 課税がある方	*名義変更や廃車の手続きが必要になりますので、担当窓口にお問い合わせください。届出の方法等についてご説明いたします。	
水道使用者名義人、 水道料金請求先に 指定されている方	*使用者名義、請求先の変更を担当窓口まで電話でご連絡ください。 死亡された方が水道料金の振替口座の名義人であった場合、変更の手続き等についてご説明いたします。	水道管理課 (伯太庁舎) 電話：(0854)23-2020
相続等で農地の権利を 取得した方	*担当窓口まで電話等によりご連絡ください。 届出の方法等についてご説明いたします。	農業委員会事務局 (伯太庁舎) 電話：(0854)23-3360
山林、保安林を 所有している方	*森林の土地の所有者届出書の提出 死亡された方が山林、保安林を所有されていた場合、その相続人は90日以内に届出をする必要があります。 遺産分割協議が未了の場合でも、法定相続人が個別、または連名で届出をする必要があります。 詳細につきましては、担当窓口にお問い合わせください。	農林振興課 (伯太庁舎) 電話：(0854)23-3332

◆死亡届書（死亡診断書）の写し（市長公印を押したもの）について

死亡届書(死亡診断書)の写しは、原則非公開で交付が制限されています。
ただし、簡易保険や遺族年金等の請求時、戸籍法により定められた機関に対し、添付資料として提出が義務付けられている場合に限り、親族の方に対し交付することができます。
民間の保険会社へ提出する場合などは医療機関へご請求いただくこととなりますのでご了承下さい。

交付請求の際必要なもの ※必ずお持ちください

- ①請求者本人を確認する証明書
(運転免許証、保険証等)
- ②簡易保険証書、厚生年金証書等の確認書類
- ③手数料350円

交付請求できる人

死亡された方の配偶者、直系親族、死亡届出人など

交付請求できる期間

死亡届を出された日の翌月中旬ごろまで

※以降は松江地方法務局戸籍課での請求となります